

《1. こども》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区 各区	連携
児童相談所に関する事務	こども相談センター 里親制度普及促進事業及び里親委託推進支援事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設に入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導（里親制度普及促進事業） ・新規登録里親の開拓（里親委託推進事業） ・要保護児童の養育に不慣れな里親への相談員の派遣（里親訪問支援事業） ・一時的な里親不在時のサポート要員の派遣（里親養育援助事業） ・養育技術に関する研修会の実施・指導を通じて里親への総合的な支援（家庭養育推進事業） 	こども青少年局	要綱等	中核市	○	
	こども相談センター 週末里親事業にかかる事務	<p>児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度（学校の長期休業中には数日間）宿泊。</p> <p>家庭生活を体験して、個別的な支援の向上、児童の健全育成、将来の施設退所後の自立を促進。</p>	こども青少年局	任意		○	
	こども相談センター 重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払い ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストを作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 ・訪問記録の保存など 	こども青少年局	要綱等	中核市	○	
	こども相談センター 精神発達精密検診及び事後指導にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査（24区からの依頼文書の受付事務、予約） ・判定 ・母子保健担当への結果送付 ・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付 ・スタッフの謝礼支払い 	こども青少年局	要綱等	中核市	○	
	こども相談センター 療育手帳の判定にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付のための受付（24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成など） 	こども青少年局	要綱等	指定都市	○	
	こども相談センター メンタルフレンド訪問援助事業、「不登校児童通所事業」にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代がメンタルフレンドとして定期的に訪問し、児童の自主性や社会性の伸長を援助。メンタルフレンドの募集、募集説明会、面接、登録、事前研修会、活動費支払い。（ひきこもり等児童の支援） ・こども相談センター、市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成めざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供（不登校児童通所事業） 	こども青少年局	要綱等	指定都市	○	
	こども相談センター 児童虐待の防止等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化、区役所等との連携強化のための体制整備 ・医学的判断・治療、弁護士による司法対応等の機能強化 ・学識経験者等からの指導・助言を受け、高度な専門的技術や知識を必要とする事例に対応できる体制等を整備 ・未成年後見人の活動を支援 	こども青少年局	要綱等	指定都市	○	
	こども相談センター 児童虐待の防止等に関する事務（新子育て支援交付金）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・24時間365日対応の「児童虐待ホットライン」を設置し、虐待通告に対する迅速な対応体制を強化し、夜間休日における安全確認を行うための体制を整備 	こども青少年局	要綱等	指定都市	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	各 区	特別区 連携
子ども相談センター	家族再統合事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合の援助を迅速かつ的確に実施するため、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施 ・家庭復帰支援員による保護状況訪問調査、親子交流促進のための親の所在確認、面会交流支援 	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	家庭相談員の指導にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援 	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	一時保護所の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導 	こども青少年局	任意			○	
	一時保護所における学習環境充実	<ul style="list-style-type: none"> ・入所が長期化している学齢児の学習指導の充実 	こども青少年局	任意			○	
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に対し、健康診断や診療を行い、医療的な支援 	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	児童相談システム	<ul style="list-style-type: none"> ・こども相談センターにおける相談ケースについての基本情報と取り扱い経過を記録し、ケースの検索、相談の進捗状況、処理状況の把握・確認等 ・国への報告・各種統計調書その他の文書の作成 	こども青少年局	任意			○	
民間の児童福祉施設	児童養護施設等職員研修に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、施設職員に対して研修。 ・研修委託に関する事務 (公募関係事務、契約事務、支払い事務) 	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	組
	施設指導及び助成(児童養護施設等)に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導・助成。 ・委託に関する事務 (公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い 	こども青少年局	任意			○	組
	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図る。 ・入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事の実施 ・施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等 ・施設の退所予定者等に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援 ・施設を退所後、精神的なより所として施設退所者が気軽に集まる居場所を確保し、専門の職員を配置し種々の相談やアドバイス等の支援 	こども青少年局	任意			○	組
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・国庫申請、制度管理、サポートの雇用・派遣 	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各区
ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務(区)	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・区支援部会の運営、施策の実施	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・区支援部会の運営、施策の実施	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	養育費の確保対策に関する事業	ひとり親家庭(離婚前含む)の養育費確保のため、大阪弁護士会と協働し無料の法律専門相談を市内各所において提供。 ・弁護士等との委託契約、相談業務	こども青少年局	任意		○
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意		○
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意		○
子どもの貧困対策	子どもの貧困対策に関する事務	・子どもの貧困対策推進本部の事務局(企画、連絡、庁内調整など)	こども青少年局	任意		○
青少年施策	青少年施策に関する事務(任意事務) 【局】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・子ども、青少年の健全育成にかかる総合企画に関する事務 ・青少年団体との連携に関する事務 ・青少年指導者・団体表彰に関する事務 ・成人の日記念事業(みおつくしの鐘打鐘のつどい)	こども青少年局	任意		○
	青少年施策に関する事務(任意事務) 【総合区】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する事務(委嘱・表彰)	こども青少年局	任意		○
	塾代助成事業に関する事務	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などに費用を、月額1万円を上限に助成。 ・助成対象者は市内在住の中学生の養育者で、養育者とその配偶者の所得金額の合計が所得制限限度額未満の者(市内在住中学生の約5割) ・交付決定者へ「塾代助成カード」(ICカード)を交付し、事前に登録している学習塾等(参画事業者)へ利用申込をし、カードを提示	こども青少年局	任意		○
	地域こども体験事業	各地域で子どもの健全育成に関わる団体に対して、子どもへの関わり方に関する知識・技術と、子ども向け体験学習プログラムの習得についての研修を実施し、各地域が自らの力で子どもに体験学習する機会を提供できるよう支援。 こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発することにより、各地域における子どもの健全育成にかかる機運の向上と活性化を図る。	こども青少年局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各 区
	輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、民間企業、団体で実行委員会を組織し、市内の小学4年生から中学3年生までを対象に企業や大学、専門学校、NPO法人などと協働で、こども達の憧れる人物、大阪が誇る文化・産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施。(こども夢・創造プロジェクト事業) ・大阪市内の中学生を対象に、市及び民間企業などが実施するさまざまな体験プログラムを年間を通じてホームページにより情報発信。(輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト広報) 	こども青少年局	任意		○		
	若者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 青年期になんでも仕事に就かないなど、社会参加や自立に課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、支援。 大阪市・区・事業実施運営団体・関係機関からなるネットワークの構築と区単位で事業への誘導の方法などについて検討するための事業を実施。 ・コネクションズおおさか運営(委託) ・若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議(直営) ・若者支援のあり方検討学習会(直営) 	こども青少年局	任意		○		
	子ども会活動の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会活動の基盤を強化し、地域における青少年育成活動を活性化させることで青少年の健全育成を図る。 ・子ども会活動育成事業 ・子ども会指導者研修 ・ジュニア・シニアリーダー1泊研修 	こども青少年局	任意		○		
	成人の日記念事業(各区成人の日のつどい)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長メッセージおよび各区個別案内チラシ印刷 ・案内送付用封筒作成発注 ・各区宛名カード用コピー用紙購入 ・メッセージ、案内チラシ、宛名カードの封入封緘委託 	こども青少年局	任意		○		
信太山青少年野外活動センター	青少年野外活動施設(信太山青少年野外活動センター)管理運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 ・指定管理者の公募・選定・決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係(各種施設関係照会への対応) ・施設整備(改修工事) ・行政財産目的外使用許可など 【所在地】和泉市 	こども青少年局	任意			○	組
青少年センター	青少年センター管理運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促進。 また、青少年に対し、音楽、舞蹈、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【所在地】東淀川区 	こども青少年局	任意			○	組
こども文化センター	こども文化センター管理運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図る。 【所在地】此花区 	こども青少年局	任意			○	組
長居ユースホステル	長居ユースホステル管理運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【所在地】東住吉区 	こども青少年局	任意			○	組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表	
					特別区	
大阪府	各区	連携				
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業【局】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用して、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	児童いきいき放課後事業【総合区】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用して、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【総合区】仕様書策定、業者決定、地域との調整	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【局】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【総合区】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 【総合区】申請受付、交付決定、施設調整	こども青少年局	要綱等	一般市	○
地域の子育て支援	ブックスタート事業に関する事務【総合区】	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 (対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子) ・対象者の把握、書籍の選定、購入	こども青少年局	任意		○
	ブックスタート事業に関する事務(区)	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 (対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子) ・絵本の読み聞かせ	こども青少年局	任意		○
	子育ていろいろ便利帳作成事業に関する事務	子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む本市子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進。	こども青少年局	任意		○
	子育て包括支援センターに関する事務	子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援を実施。	こども青少年局	要綱等	一般市	○
あいりん特別保育対策等	あいりん児童健全育成事業に関する事務	あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導。 児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援。 不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくりなど。 ・委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
あいりん特別保育対策事業に関する事務【局】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			○		
	あいりん特別保育対策事業に関する事務【総合区】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【総合区】委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意		○		
児童手当、子ども手当	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理。	こども青少年局	任意			○	一組
	子育てワンストップサービス(ICOCA導入)に関する事務	国において今後、児童手当、保育、母子保健、ひとり親の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができるマイナーポータルというインターネット上のWEBサービスの開発を進めており、本市においてもこのサービスへの対応について検討。	こども青少年局	任意			○	一組
こども医療費助成	こども医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意		○		
	こども医療費助成に関する事務(区)	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意		○		
	医療助成システムの運用・改修に関する事務	・医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務	こども青少年局	任意			○	一組
保育施策	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務【局】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【局】国庫申請、制度管理、報告の取りまとめ	こども青少年局	要綱等	一般市	○		
	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務【総合区】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【総合区】巡回指導員の雇用、事業者との調整	こども青少年局	要綱等	一般市	○		
	延長保育事業に関する事務【局】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大阪府	特別区 各 区	大都市特例等 連携
	延長保育事業に関する事務 【総合区】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	要綱等	一般市	○	
	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【局】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○	
	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【総合区】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意		○	
	アレルギー対応等栄養士配置事業 【局】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○	
	アレルギー対応等栄養士配置事業 【総合区】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意		○	
	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【局】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○	
	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【総合区】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意		○	
	地域型保育事業連携施設支援事業 【局】	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消し等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援補助金事業」を実施(平成29年度からは交付金事業として実施予定) 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	地域型保育事業連携施設支援事業【総合区】	<p>待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消し等とならないよう連携施設の設定を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携補助金事業」を実施（平成29年度からは交付金事業として実施予定） <p>【総合区】申請受付、審査、加算、支払い</p>	こども青少年局	任意		○		
	産休等代替職員費補助金に関する事務【局】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時の任用にかかる経費を一部補助 <p>【局】制度管理</p>	こども青少年局	任意		○		
	産休等代替職員費補助金に関する事務【総合区】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時の任用にかかる経費を一部補助 <p>【総合区】事業者との調整、給付費の支給</p>	こども青少年局	任意		○		
	教育・保育施設等における感染症対策等保健衛生にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理として感染症対策に取り組むために、平成25年8月より一斉導入した学校欠席者情報収集システムの管理 ・各施設への保健衛生に関する情報提供、注意喚起、説明会等の実施 ・各施設、市民等からの相談対応 	こども青少年局	要綱等	保健所設置市	○		
	保育所施設外壁改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市から施設の貸与を受け保育所運営を行っている民間保育所については、運営に伴う破損や必要な改修は法人が全額負担 ・外壁や屋上など建物の躯体部分等の改修は大阪市が実施 	こども青少年局	任意		○		
	公有財産管理業務	・民間保育所等に貸付けている財産の管理	こども青少年局	任意		○		
	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務【局】	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 <p>【局】国庫申請、制度管理</p>	こども青少年局	要綱等	地方公共団体	○		
	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務【総合区】	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 <p>【総合区】申請受付、審査、補助決定</p>	こども青少年局	要綱等	地方公共団体	○		
	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務【局】	<p>民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。</p> <p>地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。</p> <p>【局】国庫申請、制度管理</p>	こども青少年局	要綱等	地方公共団体	○		
	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務【総合区】	<p>民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。</p> <p>地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。</p> <p>【総合区】申請受付、審査、補助決定</p>	こども青少年局	要綱等	地方公共団体	○		
	子育て支援員研修事業(地域型保育)	・地域型保育事業及び一時預かり事業等への從事を希望する者のうち、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有しない者への研修	こども青少年局	要綱等	一般市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大都市特例等	特別区
大阪府	各区	連携				
	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創造するため、常に保育課題について理解を深め、技術の研鑽、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質の向上を図る。 【所在地】保育・幼児教育センター(旭区) ※平成29年4月設置	こども青少年局	任意		
	待機児童集計	・毎年4月1日現在および10月1日現在の待機児童数公表 ・各月の入所児童状況の基礎資料の作成	こども青少年局	要綱等	一般市	
	こども・子育て支援事務センター	日常的な保育事務業務や書類確認等の事務に関して、業務の正確性・迅速性の向上、業務水準の安定的な確保を図る。 ・業務委託	こども青少年局	任意		
	保育料決定および5歳児無償化に関する業務	・保育所保育料階層表および幼稚園保育料階層表の作成・照合・問い合わせ対応 ・口座振替や収納還付に対する問い合わせ等対応 ・平成28年度からは教育部分の無償化とともにう保育料階層表の見直し、制度検討等も実施	こども青少年局	任意		
	大規模開発事前協議	・大阪市内で建築予定として都市計画局に届けだされる大型マンション等の開発に際して、開発内容を確認 ・事前に保育所等の整備について建設業者に説明し、保育施設等の整備に対する協力依頼	こども青少年局	任意		
	風俗営業・旅館業法に関する警察からの調査への対応	・警察より、風俗営業・旅館業法に該当する施設の近隣に保育施設等がないかの照会への対応	こども青少年局	任意		
	公立保育所運営事業に関する事務 【局】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。(公立保育所管理運営費) ・保育所で主食(ごはんやパン)を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。(幼児主食提供事業) ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。(公立保育所指導食実施事業) ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。(公立保育所運営委託事業) ・非常勤保育士の採用 【局】審議会の運営、国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意		
	公立保育所運営事業に関する事務 【総合区】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。(公立保育所管理運営費) ・保育所で主食(ごはんやパン)を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。(幼児主食提供事業) ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。(公立保育所指導食実施事業) ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。(公立保育所運営委託事業) ・非常勤保育士の採用 【総合区】公立保育所の運営	こども青少年局	任意		
	公立保育所障がい児保育対策事業に関する事務	公立保育所における障がい児保育を推進するため、非常勤職員等を雇用することで、障がい児保育の質の向上を図る。	こども青少年局	任意		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区 各区	連携
	公立保育所整備に関する事務【局】	・公立保育所のあり方検討(総括) ・民営化等の進捗管理など	こども青少年局	任意		○		
	公立保育所整備に関する事務【総合区】	・経年劣化により老朽化が著しい保育所について、建替等により施設機能を改善し、安全な施設運営を図る。また、条例廃止等により使用しなくなった保育所の解体撤去、跡地の有効活用。(公立保育所整備) ・各施設状況に応じ経済的かつ計画的に改修工事を実施し、施設機能の安全性、壮美性、機能性の回復及び維持管理を図る。(公立保育所リフレッシュ事業) ・平成25年4月に策定した「公立保育所新再編整備計画」に基づき、順次公立保育所の民間移管を実施。移管対象保育所における土地・建物等の必要な諸条件整備を行うとともに、建替移管の場合には移管先法人に対して施設整備補助金を交付。(公立保育所民営化推進事業)	こども青少年局	任意		○		
	障がい児保育助成事業に関する事務【局】	障がいのある児童ない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人事費補助を行い、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実を図る。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意		○		
	障がい児保育助成事業に関する事務【総合区】	障がいのある児童ない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人事費補助を行い、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実を図る。 【総合区】補助金の支給	こども青少年局	任意		○		
	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【局】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○		
	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【総合区】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【総合区】巡回保育士の配置	こども青少年局	任意		○		
	保育所保育料滞納整理システム運用管理事務	・保育所保育料滞納整理システムの運用管理事務 ※平成29年度からこども青少年局に移管	財政局	任意		○		
保育人材確保事業(潜在保育士の再就職支援事業等)	保育人材確保事業(潜在保育士の再就職支援事業)	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合の就職準備金の貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
	保育人材確保事業(保育料一部貸付事業)	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・新たに潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合、その子どもの保育料の一部を貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
保育人材確保事業(保育士・保育所支援センター運営事業等)	保育人材確保事業(保育士・保育所支援センター運営事業)	保育士有資格者が円滑に保育現場に就職できるような支援を行うことにより、有資格者の保育施設への就業を促し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育人材確保事業(保育士宿舎借り上げ事業) 【局】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【局】制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表	
					特別区	大都市特例等
	保育人材確保事業(保育士宿舎借り上げ事業) 【総合区】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	保育人材確保事業(新規採用保育士特別給付に係る補助事業) 【局】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【局】制度管理	こども青少年局	任意		○
	保育人材確保事業(新規採用保育士特別給付に係る補助事業) 【総合区】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	任意		○
公立の児童福祉施設の運営	児童養護施設(長谷川羽曳野学園)の管理運営	児童福祉法第41条の児童養護施設として、保護者のいない児童、虐待されている児童その他の環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助。 【所在地】長谷川羽曳野学園(柏原市)	こども青少年局	任意		○
	弘済みらい園(児童養護施設)の指定管理に関する事務	・弘済みらい園(児童養護施設)の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意		○
	児童自立支援施設(阿武山学園)の機能強化	非行児童は被虐待児童の割合が高いことから、要保護児童でもあり、立ち直り支援や最善の福祉サービスの提供を目的とし、社会的養護の充実を図る。 【所在地】阿武山学園(高槻市)	こども青少年局	任意		○
	児童院(児童心理治療施設)の指定管理に関する事務	・児童院(児童心理治療施設)の指定管理に関する事務 【所在地】西区	こども青少年局	任意		○
	弘済のぞみ園(児童心理治療施設)の指定管理に関する事務	・弘済のぞみ園(児童心理治療施設)の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意		○
	指定管理施設の整備に関する事務	・指定管理者制度を導入している児童福祉施設の改修について、協定で定めた負担区分により施設整備	こども青少年局	任意		○
	スクールカウンセラー事業等	・いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のため、地域におけるカウンセリング機能が一層充実するよう、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣 こども相談センター スクールカウンセラー事業	こども青少年局	要綱等	指定都市	○
	こども相談センター「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	・不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話相談により受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言 ・平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託し、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備	こども青少年局	要綱等	指定都市	○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大阪府	特別区 各区	大都市特例等 連携
教育相談	こども相談センター 教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務(教育相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話(24時間365日対応)、メールによる相談 ・不登校で、集団参加に課題を抱える子ども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援 	こども青少年局	任意			
	こども相談センター 特別支援教育相談にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある児童、特別な支援が必要となる児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談・相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導について助言 	こども青少年局	任意			
内部事務	局庶務事務	<ul style="list-style-type: none"> ・文書、公印管理関係 ・市会関係 ・秘書関係 ・OA関係 ・庁舎管理 ・寄付収受 ・広報広報 ・人事、給与、福利厚生関係 ・行財政改革、企画関係など 	こども青少年局	任意			
	局経理・調達に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・局経理(予算・決算)、調達関係 	こども青少年局	任意			
	普通財産等の管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産等の整備・日常管理 ・管財事務 ・市有地の売却 	こども青少年局	任意			
	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務 	こども青少年局	任意			
	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務 ※専門職(建築、機械、電気)が担っている事務 	こども青少年局	任意			
	連絡・企画調整、基金管理、区長会議に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・局運営方針、市政改革プラン、西成特区構想(こども青少年局関連部分)、国家予算要望、区長会議、少子化対策とりまとめ、連絡・企画調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援 	こども青少年局	任意			
	庶務・経理業務(青少年課)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後事業グループ所管事業にかかる共通事務 	こども青少年局	任意			
	庶務・経理業務(管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係 ・臨時職員、アルバイト等の雇用など 	こども青少年局	任意			
	庶務・経理業務(こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係 ・総合福祉システム関係 ・研修関係など 	こども青少年局	任意			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大 阪 府	特別区 各区
	庶務・経理業務(保育企画課)	・各事務事業の実施に伴う役務費・印刷費・消耗品費・使用料等必要経費の支出など	こども青少年局	任意	○	
	庶務・経理業務(幼稚園企画)	・公立幼稚園及び私立幼稚園等に係るその他の事務				

《2. 福祉》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案
					特別区	大阪府 各区	
社会福祉関連	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			○
	上海市との社会福祉交流事業	上海市との友好交流協定書に基づき、上海市と大阪市との間で経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢者社会対策等をはじめとした社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			○
	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等)の管理運営並びに施設の維持管理に関すること。 【所在地】天王寺区	福祉局	任意			○
	社会福祉研修・情報センター運用管理	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務を指定管理業務として委託し、指定管理事業者との連絡調整を行う。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	一般市		○
	総合福祉システム運用管理事務(ICT報告外)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務のうち、ICT戦略室との協議が不要なもの。	福祉局	任意			○
	総合福祉システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	福祉局	任意			○
社会福祉法人・事業の許認可・指導等	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する際に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○
	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		○
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議(生活保護法を除く)	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議をする。(保護施設を除く。)	福祉局	要綱等	中核市		○
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議(生活保護法)	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議をする。(保護施設)	福祉局	要綱等	中核市		○
戦傷病者、戦没者遺族等の援護	戦没者遺族援護事業	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			○
戦没者遺族等の援護(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族援護事業(なにわの塔)	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式等経費の一部を補助する。	福祉局	任意			○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区 各区	連携
生活保護	生活保護関係事務(要綱)	・事務打合せ会経費 ・生活保護専門相談事業(専門知識を持つ弁護士や不動産鑑定士への相談機会を確保) ・中国語通訳派遣事業 など	福祉局	要綱等	一般市	○	
	生活保護関係事務(要綱)(区)	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するため、中国語通訳を派遣する事業。 ・通訳者の予約 ・局担当者への実績報告					
	生活保護適正実施事業(要綱)	・年金制度に精通した者を非常勤嘱託職員として雇用し、年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する。 ・ヘルプデスクとして、本市OB職員及びケアマネジャー有資格者を雇用し、実施機関に対して研修や助言援助等を行う。					
	生活保護適正実施事業(要綱)(区)	・年金制度に精通した非常勤嘱託職員が年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する際の市内出張旅費の支出に関する事務 ・消耗品の購入にかかる支出決議、支出に関する事務					
	生活保護版レセプト管理システム運用管理事務	生活保護の医療扶助に関するレセプト情報を電子情報で取り扱い、医療扶助の適正化を目的として開発した、レセプト管理システムの運用管理に関する事務。				○	一組
	適正化推進チーム強化事業	・医療事務経験を有する者を嘱託職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・個別指導実施対象とした医療機関を受診した被保護患者の診療や処方の算定状況(是非)を確認する。また、個別指導に同行し、医療機関において診療録記載事項等を確認するとともに、事前事後の資料を作成する。					
	区における生活保護業務適正化対策事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。 ・各区適正化での事案の集約 ・告訴事案の相談対応及び大阪府警察本部との連携				○	
	区における生活保護業務適正化対策事業(区)	・不正受給事案及び不正受給と疑わしい事案への実地調査を主とした重点的調査業務 ・不正受給事案の告訴・告発・被害届の提出等の検討、及び警察との調整業務 ・不正受給防止に向けた取組みの検討 ・適正化担当チームによるブロック会議(情報共有会議)の開催 など					
	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い。				○	
	介護認定調査関係事務(区)	介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。					
	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等				○	中核市
	医療要否判定事務(区)	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科を除く医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等					

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
子ども自立アシスト事業	診療報酬内容点検事務	<p>次の業務のうち点検業務について、事業者に委託を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求 ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払い 	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業	<p>中学3年生を中心とする問題を抱えた生活保護世帯に対して、家庭訪問を中心とした支援(訪問型のアウトリーチ方式による支援)をすることで世帯ごとの課題解決を目指し、高校進学への動機づけを高め、将来的には生活保護からの脱却を目指すなど、子どもの健全育成及び社会的自立を目的として実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者検討(新中学生)リストの各区への配信。 ・各区支援状況確認、支援実績等の把握。 	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業(総合区)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の選定 	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業(区)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱えた生活保護世帯に対し、アセスメントを実施 ・支援対象世帯を選定し、支援計画及び支援目標の策定 ・支援対象世帯への事業説明及び同意書の受理 ・支援内容の確認、支援実績等の管理 	福祉局	要綱等	一般市		○	
	心理判定業務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護施設に措置されている要保護者の心理判定業務を実施する。 	福祉局	任意			○	
	被保護者への適正受診支援事業	<p>専門職(看護師・保健師)を嘱託職員として雇用し、実施機関に配置、若しくは巡回させ、被保護者が適切に医療機関を受診するようケースワークを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の方向性や進捗を取りまとめを行う。 ・人件費の総務事務センターへの配付。 	福祉局	要綱等	一般市		○	
	被保護者への適正受診支援事業(区)	<p>配置(巡回)された専門職が専門的見地からケースワーカーを支援する。</p>	福祉局	要綱等	一般市		○	
中国残留邦人等の支援	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施。 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳派遣事業などを実施。 	福祉局	要綱等	一般市		○	
地域福祉関連	地域福祉活動推進事業	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催などを行っており、そのための国庫補助の申請や予算配付、各区への情報共有や事業実施の助言などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域福祉活動推進事業(区)	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした地域福祉の普及啓発事業の開催などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的なネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とし、委託事業者の公募などを行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	地域福祉活動支援事業	大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が実施する社会福祉関係機関・団体等との連絡調整・連携や社会福祉に関する調査・普及・宣伝活動、ボランティアの振興・活動支援などの事業に対して交付金を交付する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域福祉活動支援事業(区)	地域福祉活動を支援する取組として、全ての区役所と各区社会福祉協議会が、各区における地域福祉の推進にかかる課題等の意見交換や連絡調整などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	緊急援護資金貸付事業	・市民が緊急に資金を必要とし、かつ、他制度による資金調達が困難な場合にその世帯を援護することを目的に要件に該当するものに貸付を行う。 ・貸付の申請受付け・償還・滞納債権の管理及び貸付原資の管理を事業委託により実施しており、月ごとの貸付・償還の状況を翌月上旬に報告させ実施状況を確認する。	福祉局	任意			○	
	債権管理事務(介護福祉士等修学資金貸与金、同和更生事業資金貸付金)	・介護福祉士等修学資金貸与金及び同和更生事業資金貸付金は事業廃止しているが、未収金が発生しているため債権管理事務を実施する。	福祉局	任意			○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区役所と市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦(区)	区内の福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務。 ・大阪府社会福祉協議会に対し申請書類の提出を行うに際し、その記載内容および資料の確認を実施。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務(区)	・制度利用に向けてのケースワーク(本人同意、親族調整等) ・制度利用に向けての書類作成・準備事務	福祉局	要綱等	一般市		○	
	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受け入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉実習にかかる業務(区)	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受け入れ依頼があれば、3年サイクルで毎年8区ずつの各区保健福祉センターにおいて実習・指導を行う。	福祉局	任意			○	
	小中学生福祉学習事業	子どものころから「福祉のこころ」を育み、福祉の大切さを学ぶことで、福祉のイメージアップを図り、将来の担い手を育成することを目的に、小中学生を対象としたリーフレットや福祉読本を作成・配布するとともに、教育と連携し授業等で活用するなど、効果的な福祉学習を行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大都市特例等	特別区	連携
大阪府	各区	連携					
	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えることにより、自身がその活動や業務に対して誇りを持ち、社会福祉業務に対する専門職としての意欲を高めるために次の表彰を行うための選考、授与の事務を行う。 ・地域福祉推進功労者表彰 ・大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			
	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰(区)	区内の社会福祉事業のボランティア活動(団体・個人)として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著である団体・個人について、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局にて推薦する。	福祉局	任意			
	成年後見利用支援(障がい)	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		
	成年後見利用支援(障がい)(区)	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		
	成年後見利用支援(高齢)	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		
	成年後見利用支援(高齢)(区)	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		
	西成市民館管理運営業務	・指定管理者制度を導入し、大阪市立西成市民館の管理運営を行う。 ・サービスの対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。 ・事業として、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集及び提供、講演会・講習会及び教養講座の開催などを行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			
	福祉事務関係職員研修	福祉行政における人材育成を目的として、福祉事務所関係職員に社会福祉に関する知識、技能を習得させる研修の実施と他機関で実施する専門的な研修へ派遣する。	福祉局	任意			
	区保健福祉センター連絡調整業務	区長会議福祉・健康部会、区福祉担当課長会、区福祉業務担当係長会等の開催及び区CM自由経費(福祉局・健康局分)の予算決算とりまとめ等に係る連絡調整業務を行う。	福祉局	任意			
	総合的な相談支援体制の充実	・モデル3区において、「複合的な課題を抱えた要援護者」相談支援機関の担当者や地域の関係者等が一堂に会し、支援方針を共有し、適切な支援につなげるために「総合的な見立ての場」を開催する。モデル区(福島区・東淀川区・平野区) ・これらの取組みを通じ、既存のしきみでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者等を支援するために、「地域」「相談支援機関」「行政」が一体となった「総合的な相談支援体制」を構築する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案			
						特別区	大阪府	各区	連携
	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りネットワークを強化するため、各区に福祉専門職のワーカーや名簿提供に係る同意確認を実施する調査員等を配置した「見守り相談室」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。 ・事業検証や各区共通した業務の見直し ・各区進捗管理と後方支援 ・業務委託にかかる事業者選定 ・業務委託にかかる契約・支払い(局契約分)	福祉局	要綱等	地方公共団体	○			
	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(区)	各区又は地域の実情に応じた要援護者の見守りネットワーク事業の実施手法及び計画等の決定、地域団体等への事業内容の説明や広報の実施及び本事業の検査(履行確認)の実施などを行う。 ・業務委託にかかる契約・支払い(区独自事業と一体に行う場合の区契約分)	福祉局	要綱等	地方公共団体	○			
	「ごみ屋敷」課題解決推進事業	地域において問題となっている「ごみ屋敷」の課題を早急に解消し、居住者と近隣住民の生活環境の改善を図るために、各区の実情把握及び「ごみ屋敷」への対応を進める対策会議の開催の後方支援や環境局など関係先と調整などを行う。	福祉局	任意		○			
	「ごみ屋敷」課題解決推進事業(区)	・受付・確認(苦情や相談の受け付け) ・調査(現地確認、情報収集、堆積者への働きかけ、関係者への働きかけ) ・対策会議の設置・開催 ・精神科医の派遣(精神科医を派遣し、専門的な観点から検討し、区職員に助言)など	福祉局	任意		○			
	ボランティア活動振興基金連絡調整業務	・ボランティア活動振興基金運営が本市の状況や、施策方針・考え方等と一致したものとなるよう大阪市社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター)と調整を行う。 ・助成事業のうち、平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区と大阪市社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター)との調整を行う。	福祉局	任意		○			
	ボランティア活動振興基金連絡調整業務(区)	平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区のボランティアの実情の把握と助成内容の作成、助成団体からの申請内容の確認を行う。	福祉局	任意		○			
	あいりん貯蓄組合精算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答(生活保護法第29条調査)を行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意		○			
地域福祉関連(あんしんさぽーと事業)	あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な高齢者、障がい者が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する大阪市社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市	○			
国民健康保険事業	国民健康保険等システム運用管理事務	・国民健康保険等システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、医療費助成事務、国民年金事務等にかかる事務全般をシステム化したものである。 ・これら各種事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意				○	一組
	MPN口座振替受付けシステム運用管理事務	平成25年7月にマルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付けサービス(受付端末機器)を導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意		○			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案
					特別区	各 区	
	中央情報処理センター維持管理(運用)【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。(運営委託関係)	福祉局	任意			○一組
	中央情報処理センター維持管理(その他)【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。(プリンタ等機械代)	福祉局	任意			○一組
	基幹系システム統合基盤【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。	福祉局	任意			○一組
国民年金事業	ねんきんネット接続システム運用管理事務	国民年金事業の円滑な遂行を目的として、被保険者等の情報の提供を受けるために、平成25年4月より当該システムを導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意			○
	税務事務システム・電子申告システム【国保担当分】	税務事務システムから国民年金システムへのリンク処理について、連携項目を追加する改修を行う。	福祉局	任意			○一組
医療費助成(老人、重度障がい者)	老人医療費助成事業	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払い事務 ・各区保健福祉センターの指導監督 など	福祉局	任意			○
	老人医療費助成事業(区)	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定 など	福祉局	任意			○
	重度障がい者医療費助成事業	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払い事務 ・各区保健福祉センターの指導監督 など	福祉局	任意			○
	重度障がい者医療費助成事業(区)	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定 など	福祉局	任意			○
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的として社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施。 ・当該事業に要する貸付金の原資として補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表		
					大都市特例等	特別区	大阪府 各区
ホームレス対策	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務。 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	地方公共団体	○	
あいりん対策	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。	福祉局	任意		○	
	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	今日の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意		○	
	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、長引く経済不況により、大幅に日雇求人が減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるなどの自立支援を図る。	福祉局	任意		○	
	大阪社会医療センターの事業・整備助成等	・あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。 ・本市の外郭団体である大阪社会医療センターの事業及び整備を行うため、補助金を交付。 【所在地】西成区	福祉局	任意		○	
	あいりん地域における医療施設の整備にかかる基本運営計画等策定事業	あいりん地域には依然多くの日雇労働者や生活困窮者がおり、福祉的な役割を果たす医療施設が必要とされている。しかし、現在の施設は老朽化しており耐震対策が必要となっていることから、建替え、移転により医療施設の整備を行うため、整備にかかる基本運営計画等を策定する。	福祉局	任意		○	
	大阪社会医療センター付属病院(外郭団体)への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・付属病院の管理運営に係る大阪市福祉局との連絡調整 【所在地】西成区	福祉局	任意		○	
生活困窮者関連	生活困窮者自立支援事務(庶務業務)	自立支援課(ホームレス自立支援)における事業の円滑かつ適正実施を行うための事務。	福祉局	任意		○	
高齢者、障がい者の虐待防止	要援護障がい者緊急一時保護事業	区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。	福祉局	要綱等	一般市	○	
	要援護障がい者緊急一時保護事業(区)	養護者からの虐待と考えられる行為を受けた障がい者で緊急保護を要する者を見出した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。	福祉局	要綱等	一般市	○	
	要援護高齢者緊急一時保護事業	・区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、区役所・保健福祉センター等と協力しながら身元の判明に努める。	福祉局	要綱等	一般市	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案	
						大阪府	特別区 各 区
	要援護高齢者緊急一時保護事業(区)	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者からの虐待と考えられる行為を受けた高齢者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、福祉局等と協力しながら身元の判明に努める。 	福祉局	要綱等	一般市	○	
	休日・夜間サポートライン(任意)	<p>次の業務を委託して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者並びにその家族等からの福祉に関する相談について、地域の相談支援機関の窓口が閉まっている休日・夜間において、電話・FAX等により対応する。 	福祉局	任意		○	
身体障がい者手帳、療育手帳関連	身体障がい者手帳無料診断	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院で支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図るために、制度管理、費用の支出等を行う。 	福祉局	任意		○	
	身体障がい者手帳無料診断(区)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院で支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。 	福祉局	任意		○	
	療育手帳発行業務(区)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するため、申請受け付け、判定依頼、手帳交付を行う。 	福祉局	要綱等	指定都市	○	
療育手帳の発行	療育手帳発行業務	<ul style="list-style-type: none"> ・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するために、制度管理等を行う。 	福祉局	要綱等	指定都市	○	
障がい者自立支援給付	障がい支援区分認定システム運用管理事務	障がい支援区分の認定等にかかるシステム管理運用	福祉局	任意			○ 一組
	障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール運用管理事務	自立支援給付等の支払い等にかかるシステム管理運用	福祉局	任意			○ 一組
民間障がい(児)者施設の認可・指導・補助等	社会福祉施設整備補助事業	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>(障がい者グループホーム整備助成事業含む)</p>	福祉局	要綱等	中核市	○	
障がい者施設の設置・運営	障がい児に係る本市独自事業等(敷津浦学園)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷津浦学園運営費(虐待など、障がい児の人権保護のために措置による障がい児入所施設への施設入所にかかる費用を支弁する。) 	福祉局	任意			○ 一組
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営(施設管理・指定管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務(更生療育センター(指定障がい者支援施設・児童発達支援センター)) 	福祉局	任意			○ 一組
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営(診療所・各種サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障がいのある児童の各種相談に応じた助言・指導 ・総合医療相談(からだの相談クリニック)や健康診査事業の実施 ・研究・研修・情報サービス 等 	福祉局	任意			○ 共同

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	各区
障がい者福祉関連	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護職員初任者研修資格取得に向けた講習、実技等カリキュラムの実施を委託し、資格取得から就職までの支援を行い、就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意		○
	障がい者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトの管理運営、企業や団体への訪問による製品の展示販売等を委託し、授産製品の販売促進を図る。	福祉局	任意		○
	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 (淀川、北部、西部、中部、南部、南西部の6センターに委託) ・大阪府が委託する「東部地域障がい者就業・生活支援センター」と本市委託の上記6センターの連携調整のため、「中央センター」を大阪市の委託により東部地域障がい者就業・生活支援センター内に設置。	福祉局	任意		○
	知的障がい者長期受入プロジェクト	・大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、知的障がいのある者を非常勤嘱託職員として長期(原則1年間、更新は2回まで)受け入れし、一般就職に向けた障がいの特性による課題解決や、職員に対する啓発を行う。	福祉局	任意		○
	知的障がい者短期受入プロジェクト	・職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意		○
	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行なうジョブコーチ(指導員)を派遣。	福祉局	任意		○
	生活のしづらさなどに関する調査 (各区における実地調査)	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的として、5年に1度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市	○
	市営交通料金福祉措置	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付するため、制度管理、交通局との連携(乗車証の作成依頼、乗車料金の支払い事務等)、年度更新業務(封入封緘等)の委託等を行う。	福祉局	任意		○
	市営交通料金福祉措置(区)	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意		○
	リフト付バス運行事業	・障害者基本法第6条に基づき、重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスの運行業務委託を行う。	福祉局	任意		○
	障がい者(児)福祉バス借上助成	・本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各 区
	障がい者(児)福祉バス借上助成(区)	・本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与するために、申請受付け、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意	○	
	重度障がい者等タクシー料金給付事業	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付するために、券の調製、タクシー業者への支払い、年度更新業務(封入・封緘等)の委託等を行う。	福祉局	任意	○	
	重度障がい者等タクシー料金給付事業(区)	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する。	福祉局	任意	○	
	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保護、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる、原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して、大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する協力を買う。 (府内28市町に権限移譲済み)	府 福祉部	任意	○	
	市営特定住宅募集事業(障がい分)	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意	○	
	市営特定住宅募集事業(障がい分)(区)	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行うために、申請受付け、問い合わせ対応等を行う。	福祉局	任意	○	
	身体障がい者自動車改造費補助	・身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。	福祉局	任意	○	
	身体障がい者自動車改造費補助(区)	・身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助するため、申請受付け、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意	○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	・放送受信料の全額免除または半額免除を行うために制度管理等を行う。	福祉局	任意	○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	・放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、申請受付け、NHKへの連携、減免証明の更新確認作業を行う。	福祉局	任意	○	
	有料道路割引証の交付事業	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大都市特例等	特別区 各区連携
障がい者福祉関連(生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ)	有料道路割引証の交付事業(区)	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行うために、申請受付け、手帳への記載・押印を行う。	福祉局	任意		○
	その他障がい福祉業務	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務 団体要望、大都市会議、鉄道駅舎エレベーター等設置助成、障害者優先調達推進法、パリアフリー情報WEB、福祉の店・行政財産目的的外使用、本市施設を活用した知的障がい者の就業訓練、軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費、区職員研修、災害時の障がい者支援関係業務、観桜会、福祉のあらまし、食事サービス、第三種低料郵便関連業務、法施行大阪市記念大会、今宮寮整備費ほか	福祉局	任意	○	
	その他障がい福祉業務(区)	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務 軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費の支出	福祉局	任意		○
	障がい児に係る本市独自事業等	障がい児に係る本市独自事業を行う。 ①第二子等障がい児施設など利用料軽減措置事業 ②難聴児補聴器給付事業 ③障がい児入所施設療育機能強化事業 ④施設児童授護費 ⑤児童発達支援利用者負担給付事業	福祉局	任意		○
	障がい者に係る本市独自事業	障がい者に係る本市独自事業を行う。 ①障がい者リハビリテーション促進事業 ②重症心身障がい者施設通所助成 ③障がい者訓練等通所交通費 ④強度行動障がい者処遇改善事業(平成27年度末で収束)	福祉局	任意		○
	地域生活支援拠点整備事業	・障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活支援体制の強化を行うための機能を発揮することで、重度の障がいがある方であっても地域で安心して生活をおくことができる目的とする。	福祉局	要綱等	一般市	○
	手話言語条例に関する取組み	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を行い、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境を整備し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	福祉局	任意		○
	生活のしづらさなどに関する調査(広域におけるとりまとめ)	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的として、5年に1度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市	○
	特別児童扶養手当システム運用管理事務	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいすれか1人)または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。 ※特別児童扶養手当事業(マイナンバーにかかるシステム改修)および社会保障・税番号制度対応のための中間サーバ接続端末を含む	福祉局	任意		○一組
	外国人心身障がい者給付金支給事業	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意		○
	外国人心身障がい者給付金支給事業(区)	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案	
					大阪府	各 区	連携	特別区
心身障がい者扶養共済事業(区)	心身障がい者扶養共済事業(区)	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するために、申請の受け付け等を行う。	福祉局	任意		○		
	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金(区)	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。						
重度障がい者在宅介護支援給付金	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。	福祉局	任意		○		
心身障がい者扶養共済事業	心身障がい者扶養共済事業	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。	福祉局	任意		○		
障がい者歯科診療センターの運営	障がい児(者)歯科診療事業	大阪府・大阪市が共同で一般社団法人大阪府歯科医師会に対し、「障がい者歯科診療センター」の運営委託を行うとともに、障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等について情報提供を行うことで、障がい児(者)歯科診療体制の整備を図る。	福祉局	任意		○		
障がい者の競技スポーツ振興	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	・全国障害者スポーツ大会への選手派遣および全国障害者スポーツ大会にかかる団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的発達障がいのある人たちに日常的体育活動の成果を発表しあう機会を提供し、健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参加と社会自立を目的として開催するスポーツ大会の開催支援を行う。						
障がい者スポーツ振興	障がい者スポーツ国際親善大会	・障がいのある人のスポーツの普及、発展をめざし国際交流に資するため、車椅子バスケットボール競技大会を開催。	福祉局	任意		○		
	障がい者スキー教室	障がいのある人が雪山でスキー技術の向上や仲間づくりを図り、健康の維持増進や社会参加のきっかけとなるようスキー教室を開催。						
民間高齢者施設の認可、指定、指導等	介護保険・障がい福祉事業者台帳管理システム運用管理事務	介護保険・障がい福祉事業者台帳の管理システムに係る運用管理。	福祉局	任意		○		
介護保険事業	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	要綱等	一般市	○	一組	
	地域包括支援センター運営協議会(区)	・地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、区地域包括支援センター運営協議会を運営する。						

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担表		
						大阪府	特別区 各区	連携
	認知症高齢者相談支援サポート事業(認知症センター等養成業務)	・「認知症センター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症センターを養成する。	福祉局	要綱等	一般市		○組	
	認知症高齢者相談支援サポート事業(認知症センター等養成業務)(総合区)	・「認知症センター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症センターを養成する。区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払いを行う。	福祉局	要綱等	一般市		○一組	
	認知症介護研修事業(一般市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護実践者研修等を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		○組	
	大阪市介護保険施設情報提供等事業	・施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方の特養入所について、ケアマネージャーから地域包括支援センターに相談が寄せられる。その内容について地域包括支援センターと事前協議を行い、その結果、大阪市緊急入所判定委員会の開催が必要な場合は、委員を招集し、判定の結果を地域包括支援センターに通知し、施設入所の斡旋を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○一組	
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱等	一般市		○一組	
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(総合区)	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払いを行う。	福祉局	要綱等	一般市		○一組	
	地域支援事業等	○介護給付費等費用適正化事業 介護給付費用の適正化を図ることにより、介護保険事業の運営の安定化を図る。 ○住宅改修理由書作成支援事業 ○介護保険法の円滑な実施のための特別対策 生計困難な被保険者について、介護保険利用者負担額軽減の実施による低所得者への対策事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○一組	
	介護保険市単独事業	○おおさか介護サービス相談センター事業 利用者の権利擁護が必要であることから、介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図ることを目的とする。 ○介護保険料収納率向上の取組み 介護保険料未収金対策として、財産調査や滞納処分を強化するなど、充実・強化に取り組み、収納率の向上を図る。	福祉局	任意			○一組	
	特養入所待機者管理システム運用管理事務	介護保険施設(特養)から提供される入所待機者の情報を集約し、介護保険システムの情報と突合することにより、特養の整備計画に必要な入所待機者の統計資料等の作成を行うと共に、死亡者等の情報を本市から各特養に提供することにより適切な待機者管理を行う。	福祉局	任意			○一組	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	認知症高齢者見守りメール等配信システム運用管理事務	・認知症の方が、徘徊等により行方不明となつた場合に、早期発見・保護につなげるため、24区内毎に見守り相談室を設置し、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメール等で氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とするためのシステムの運用などの事業管理を行う。	福祉局	任意			○組	
	中央情報処理センター維持管理(運用)[介護費分]運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			○組	
	中央情報処理センター維持管理(その他)[介護費分]運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			○組	
	基幹系システム統合基盤[介護費分]運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			○組	
	介護保険システム運用管理事務	介護保険システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、介護保険事務全般をシステム化。 これらの事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意			○組	
	中間サーバ接続端末運用管理	介護保険システムでは、サーバ連携機能により「中間サーバ」に対しての情報登録等を行う予定であるが、登録した情報の過誤修正(緊急を要する場合)等に備えて、中間サーバに接続するための専用端末を導入する。	福祉局	任意			○組	
高齢者福祉関連	法行事務費	・高齢福祉関係事務説明会(出張旅費支給)	福祉局	任意			○	
	法行事務費(区)	・高齢福祉関係事務説明会出席者への旅費支給	福祉局	任意			○	
	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付け、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			○	
	認知症高齢者相談支援サポート事業(相談支援業務)	・地域包括支援センター等の認知症にかかる支援困難症例への対応について専門的な助言指導及び情報提供等を行い、相談体制の支援を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		○	
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案
					大阪府	特別区 各区	
	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	○在日外国人高齢者給付金 在日外国人で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。 ○福祉目的住宅募集 高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。	福祉局	任意			○
	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集(区)	○在日外国人高齢者給付金 区では申請書受理・決定などを行う。 ○福祉目的住宅募集 区では申請書受理などを行う。	福祉局	任意			○
	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		○
	障がい者控除対象者認定書交付業務(区)	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。 区では、申請受理、交付決定を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○
	高齢者住宅改修費給付事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費給付事業を実施することにより高齢者の福祉の向上を図る。	福祉局	任意			○
	高齢者住宅改修費給付事業(区)	・区では申請書類受理、決定通知書交付、実績報告書受理などを行う。	福祉局	任意			○
	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			○
	日常生活支援費支給決定事務	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。	福祉局	任意			○
	日常生活支援費支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図る。 区では、申請書受理、支給決定などを行う。	福祉局	任意			○
	生活支援ハウス運営事業	・大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めた者に対して安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。 【所在地】淀川区、東淀川区、東成区、住之江区	福祉局	要綱等	一般市		○
	生活支援ハウス運営事業(区)	区では生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱等	一般市		○
	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)運営補助	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各 区	連携
	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)整備助成	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市	○		
	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意		○		
	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市	○		
	高齢者入浴利用料割引事業	本市に対して補助金申請を行った公衆浴場で、毎月、1日と15日の月2回、70歳以上の高齢者は割引料金で入浴することができる。公衆浴場からの申請に基づき、補助金を支払う。	福祉局	任意		○		
	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱等	一般市	○		
	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、大阪市内単位老人クラブへの助成、各区老人クラブ連合会及び大阪市老人クラブ連合会及び助成等の事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市	○		
	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3,000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関(大阪市営交通)を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意		○		
	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3,000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関(大阪市営交通)を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。 区では、申請の受付け等の業務を行う。	福祉局	任意		○		
	国民健康保険等システム(敬老優待乗車証交付)の運用保守	敬老優待乗車証交付事業を実施するために使用している国民健康保険等システム(敬老優待乗車証)の運用保守を行う。	福祉局	任意		○	組	
	老人クラブ活動推進員設置事業	大阪市内各单位老人クラブ、各区及び大阪市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、高齢者の福祉の増進を目的とするため、大阪市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業	民間事業者が、商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを整備するなど、高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる費用を助成する。 現在は、補助事業を行っておらず、竣工後10年経過するまでの、事業報告の確認を行っている。	福祉局	要綱等	一般市	○		
	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	大阪市立弘済院が培ってきた認知症の専門医療機能と専門介護機能のノウハウを活用し、医療従事職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等		事務分担案		
					特別区	各区	連携	大阪府	○
高齢者福祉にかかる専門研修	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する「認知症研修」を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱等	指定都市			○	
	認知症介護研修事業(指導者養成研修等)	・認知症介護職員等に対する研修の企画・講師役であり、地域における介護職員等のネットワーク構築の中心的存在である認知症介護指導者を養成するとともに、フォローアップ研修を受講させる。 ・介護保険施設・事業者等に勤務する介護職員等に認知症介護に関する基礎的・専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市			○	
民間社会福祉施設の整備、運営等補助	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(経過措置)	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。(現在、経過措置にて補助金交付)	福祉局	任意				○	
	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかつた場合に、本市が貸付を行つたものについて、その償還金について收受する。	福祉局	任意				○	
	老人福祉施設整備費償還金補助金	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築・改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意				○	
	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型である。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や府の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市			○	
	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設(民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設)の中規模改修に要する費用の一部を補助する。	福祉局	任意				○	
	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	府は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」を進めており、本市としても、ユニット化等を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市			○	
	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存の高齢者グループホーム等においてもスプリンクラーの設置が義務づけられ、国はスプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱等	一般市			○	
全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、厚生省創立50周年を記念して昭和63(1988)年に開始されて以来、毎年開催し、厚生労働省・長寿社会開発センター・開催地の地方自治体の3者で開催している。選考・派遣業務を行う。	福祉局	要綱等	指定都市			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各 区
高齢者施設の設置・運営	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るために改修・整備を行う。	福祉局	任意		
	弘済院事業(認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供)(附属病院)	・弘済院は、吹田市に位置し、複合的に福祉、医療の両面から様々な段階の認知症疾患等を有する利用者に安心して生活、療養をしていただけるよう個々のニーズにあわせて支援を行っている。 ・認知症をはじめとして高齢者特有の併発疾患について診断、治療(もの忘れ外来)、リハビリテーション等に取り組んでいる附属病院を運営している。	福祉局	任意		○
	弘済院事業(認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供)(第1特別養護老人ホーム、第2特別養護老人ホーム)	・歩行可能で徘徊など認知症の状態が進行した高齢者が利用する認知症高齢者専用棟の第2特別養護老人ホーム、在宅や地域での介護が困難な要きり等の認知症を含む要介護高齢者が利用する第1特別養護老人ホームを運営している。 (第1特別養護老人ホームは、指定管理者制度による運用を実施)	福祉局	任意		○ 一組
	弘済院附属病院治験データ電子化システム運用管理事務	・治験業務における症例報告書の質の確保と作業効率の向上等の目的で導入。	福祉局	任意		○ 一組
	弘済院処遇等管理支援システム運用管理事務	・入所者の処遇管理の記録や国保連に介護報酬の請求を行うことを目的として導入。	福祉局	任意		○ 一組
	弘済院附属病院医療情報システム運用管理事務	・病院窓口業務の迅速化による患者サービス向上等の目的で導入。 ・医事会計システム、処方システム、検査システム、給食システム、薬品在庫システム	福祉局	任意		○ 一組
専門医療機関の確保	認知症疾患医療センター運営事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」として3病院(大阪市立弘済院附属病院、ほくとクリニック病院、大阪市立大学医学部附属病院)を指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市	○
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	補装具・福祉機器普及事業	障がい者(児)の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅改修の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意		○ 共同
	身体障がい者通所(肢体・言語)訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人にに対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意		○ 共同
内部事務	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査。 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。	福祉局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	大阪府各地区
	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。 * 市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意		○ 一組
	局所管不動産管理(総合区)	(区の業務) 区への使用承認等により地域で使用している不動産の管理	福祉局	任意		○
	収入未済関係業務	・収入未済についての回収・整理業務を行う。 (高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話超過使用料、在日外国人高齢者給付金返還金、介護用品支給事業返還金)	福祉局	任意		○
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を貸し付けており、その貸借について、定期借地権設定契約として貸借を行っており、毎年賃料を収入している。	福祉局	任意		○
	もと公立施設(信太山老人ホーム)の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。	福祉局	任意		○ 一組
	もといきいきエイジングセンター管理運営事業等	平成25年度末の指定管理期間終了と同時に施設を廃止し、入札に付したが売却には至らなかつた。しかし、マンション区分所有であるため、管理費・修繕積立費の支出や施設状態を保持するため設備保守点検を行う。 【所在地】北区	福祉局	任意		○
	未利用地施設売却業務	本課が管理する未利用地施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意		○
	公立保護施設の民間移管等に関する事務	・公立保護施設は、戦略会議に基づき、社会福祉法人への民間移管を進めている。 ・使用貸借契約により民間保護施設及び民間移管施設について、不動産鑑定により貸付に係る適正な価格を算出、徴収することにより歳入を確保する。	福祉局	任意		○ 一組
	市有財産の管理	・施設廃止を行つた既存建物について、歳入増及び市費負担軽減を図るために売却等を行う。	福祉局	任意		○
	総務部庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広聴・広報関係業務、寄付收受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務など	福祉局	任意		○
	生活保護関係事務(庶務事務)	公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、経理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務等他に属さない業務。	福祉局	任意		○
	障がい者施策部庶務業務	・障がい者施策部における庶務業務	福祉局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	各区
	高齢者施策部庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管理業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	福祉局	任意		○		
	生活福祉部庶務関係業務	生活福祉部の各種事業を適正かつ円滑に遂行するための事務を行う。				○		

《3. 健康・保健》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	
					特別区	各 区
保健事業・健康増進等	栄養(外食栄養管理推進、地区研修会等)に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした研修会の開催	健康局	任意		
	公衆衛生活動事業補助金に関する事務	市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、医師による三次予防の普及啓発を図るために事業に対し、その経費の一部を補助することにより公衆衛生の向上に寄与する。	健康局	任意		
	乳がんマンモグラフィ読影システム運用管理事務	・マンモグラフィとは乳房専用のエックス線撮影装置(又は撮影方法)であり、検診にあたっては撮影されたエックス線フィルムを専門医師が読影することにより判定を行うものである。 ・本システムは、検診において、本市が雇い上げた専門医師が「読影結果・所見」等を、受診者や撮影を行った医療機関に統一の仕様で返送(通知)するために使用している。	健康局	任意		
	保健衛生システムの運用に関する事務	環境・食品衛生監視事業の許認可情報と監視結果情報や健康管理事業、母子保健事業など保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用。 現在、現行システムの再構築を図るため、「保健管理システム」とび「衛生管理システム」の2つのシステム開発を行っており、平成29年10月末のシステムリリースを予定。	健康局	任意		○ 一組
	大阪市保健福祉センター等学生実習	専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの実習生受け入れに係る日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意		○
	大阪市保健福祉センター等学生実習〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与する、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意		○
	保健医療計画に関する事務	大阪府保健医療計画に基づく大阪市二次医療圏内における保健医療施策(地域医療構想、医療等各分野)及びそれに関連する福祉施策について、保健医療関係者等が協議検討とともに、地域保健医療計画について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪市域版を作成。	健康局	任意		○
	健康づくり推進に関する事務	・地域で活動する健康づくり推進団体等と相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通じ、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。 ・各区健康づくりを推進する団体等を担当する保健師の技術支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意		○
	健康づくり推進に関する事務〔区役所で実施〕	・地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意		○
母子保健	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・国庫申請、制度管理、医療機関の指定、他都市との調整	こども青少年局	要綱等	中核市	○
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務〔区役所で実施〕	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・窓口での申請書受理	こども青少年局	要綱等	中核市	○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各区
感染症対策	産後ケア事業に関する事務	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ(宿泊型)やデイケア(通所型)の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・国庫申請、制度管理、仕様書の作成、事業者の決定	こども青少年局	要綱等	一般市	○
	産後ケア事業に関する事務 〔区役所で実施〕	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ(宿泊型)やデイケア(通所型)の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・相談窓口、受付け、審査、利用者調整	こども青少年局	要綱等	一般市	○
感染症対策	予防接種台帳管理システム運用管理事務	住民基本台帳と連携させ、個人の予防接種履歴を登録することにより、未接種者を把握し、未接種者に対する接種勧奨を行うことで接種率向上を図り、感染症の蔓延を防止する。 また、委託医療機関からの請求を受け、各被接種者が接種対象年齢であるか等のチェックを行い、支払いの事務処理を行うとともに各種統計資料の作成を行う。	健康局	任意		○
	結核登録者情報システム運用管理事務	・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・結核患者及び接触者の状況登録。 ・住民基本台帳と連携させ、入院勧告、就業制限の実施。	健康局	任意		○
	感染症対策事業	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・保健所が検査に必要な医薬材料を購入し各区に配付。	健康局	要綱等	保健所設置市	○
	感染症対策事業 〔区役所で実施〕	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・各区では検査の予約受付、検査会場の設営、結果通知を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市	○
	風しん抗体検査事務	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者(風しんに対する免疫を持たない者)を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・感染症対策課において、必要な資材の購入及び結果を通知を行う。	健康局	要綱等	保健所設置市	○
	風しん抗体検査事務 (区役所で実施)	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者(風しんに対する免疫を持たない者)を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・各区保健福祉センターにおいて予約の受け付け、当日の受付を行う ・保健衛生検査所が保健福祉センターにおいて採血し検査を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市	○
	風しんワクチン接種費用助成事務	風しんの抗体を有していない又は抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対して風しんワクチン予防接種に係る経費を助成することにより、先天性風しん症候群を予防し、もって市民の健康を守る。	健康局	任意		○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表			
					大都市特例等	特別区	大阪府	
各 区	通 構							
難病等医療費助成等	特定疾患医療費援助事業	(難病) いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 (肝炎) 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロントリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意				
	特定疾患医療費援助事業 〔区役所で実施〕	(難病) いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 (肝炎) 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロントリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意				
	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施。 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等 ・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市	○		
	難病患者等療養支援事業 〔区役所で実施〕	・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市	○		
	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病患者に対する社会一般の理解を深め、地域での支援が得られるよう、普及・啓発を充実し、患者及び家族の精神的負担や療養生活上の困難をとり除き、安心して治療に専念できる社会体制の整備を図る。	健康局	任意		○		
	その他の医療費助成事業	・市内に住所を有する満18歳未満(本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで)の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るために、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行い、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 ・申請書類の審査、受診券の発行、医療費の助成及び日常生活用具の給付を行う。	健康局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
	その他の医療費助成事業 【区役所で実施】	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する満18歳未満(本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで)の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るため、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行い、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 申請書の受理及び保健所への進達を行う。 	健康局	任意		○		
	小児ぜん息等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 審査・助成証の発行及び医療費の助成を行う。 平成28年3月31日をもって事業廃止。(1年間の経過措置あり) 平成32年度をもって、医療機関からの請求の時効を迎えるため、完全廃止。 	健康局	任意		○		
	小児ぜん息等医療費助成事業 【区役所で実施】	<ul style="list-style-type: none"> 小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 申請書の受理及び保健所への進達を行う。 平成28年3月31日をもって事業廃止。(1年間の経過措置あり) 平成31年度をもって、対象者から療養費の請求の時効を迎えるため、完全廃止。 	健康局	任意		○		
	母子保健医療費公費負担システム運用管理事務	<p>小児慢性特定疾病医療支援事業及び未熟児養育医療給付事業における氏名、性別、生年月日等の患者情報を入力し、台帳の作成・管理を行う。</p> <p>また、医療券、受給者証、納付書等の関係帳票の発行を行うとともに医療費を管理する。</p>	健康局	任意		○		
難病等対策(政令市)	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るために、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する。	健康局	要綱等	指定都市	○		
	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障がいなどの症状を来たすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって重篤な障害を予防することを目的とする。	健康局	任意		○		
精神保健(手帳交付・相談等)	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付)	<p>精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事を実施</p> <p>・市営交通等福祉措置事業</p>	健康局	任意		○		
	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付) 【区役所で実施】	<p>精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事を実施</p> <p>・市営交通等福祉措置事業</p>	健康局	任意		○		
	総合福祉システム運用管理事務 (健康局分)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意		○	一組	
	総合福祉システム運用管理事務 (ICT報告外)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意		○	組	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携
救急医療体制	休日・夜間の診療体制に関すること	<p>市民が安心・安全に生活できるよう、医療機関が通常診療を実施していない時間帯(平日夜間及び休日)における、急病診療体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央急病診療所(夜間・365日:内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科)及び市内6ヶ所の休日急病診療所(日曜・祝日・年末年始:内科、小児科)を整備し、関係団体等の協力のもと(公財)大阪市救急医療事業団へ事業委託し救急医療体制を確保している。入院や手術が必要な重症患者に対応する二次救急医療機関に対して、救急医療の確保に必要な支援を行う。 	健康局	任意			○	
	救急医療事業団への派遣事務	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・大阪府から受託した急病診療事業の実施の総括 ・大阪府医師会等関係団体及び大阪市健康局との連絡調整 	健康局	任意			○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務(区役所で実施)	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
救急医療体制(広域拠点)	夜間歯科診療に関する事務	<p>市民が安心・安全に生活できるよう、歯科医療機関が通常診療を実施していない時間帯(夜間)の急な歯痛、軽創等による歯牙や頸部の外傷等の口腔疾患に対応する診療体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年6月1日より本市及び大阪府の助成のもとで一般社団法人 大阪府歯科医師会が主体的に実施しており、府域で唯一の夜間歯科診療を行っている。 	健康局	任意			○	
	周産期緊急医療体制整備事業	周産期(妊娠婦・新生児)緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備に対し助成を行う大阪府・堺市との共同で実施。(事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して行う。)	健康局	任意			○	
医療・薬事の許可・指導等	各種医務関係免許申請に係る経由事務	<p>医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務</p> <p>【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証</p> <p>業務従事者届の受理等の事務</p> <p>【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士</p>	健康局	任意			○	
	各種医務関係免許申請に係る経由事務〔区役所で実施〕	<p>医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務</p> <p>【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証</p> <p>業務従事者届の受理等の事務</p> <p>【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士</p>	健康局	任意			○	
	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	<p>在宅で療養する重症心身障がい児者が、円滑に適切な医療を受けられるよう医療提供の適正化を図るための事務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児者の基礎疾患等情報の登録及び管理 ・連携医療機関等の医療従事者への研修の開催 ・重症心身障がい児者の急病時における相談、応急的医療処置及び連携医療機関への受入調整 ・症状にあった医療機関を受診できるよう地域のかかりつけ医の確保及び紹介 	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大都市特例等	特別区
食品衛生の許可・指導等	ふぐ処理施設に対する許認可業務等	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意	○	
	ふぐ処理施設に対する許認可業務等〔保健所で実施〕	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意	○	
	ふぐ処理施設に対する許認可業務等〔区役所で実施〕	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意	○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供	健康局	任意	○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務〔保健所で実施〕	・事業者からの自主回収に係る事前の相談を受け、対応する。 ・違反食品等の自主回収の着手に係る報告を事業者から受理し、大阪府及び関係自治体に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・違反食品等の自主回収の終了に係る報告を事業者から受理し、大阪府に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・回収された食品等の処分等の措置が適切に実施されているかを現地調査する。	健康局	任意	○	
環境衛生の許可・指導等	公衆浴場に対する助成に関する事務	・市内の一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意	○	
	特設水道の布設工事の設計の確認等	・「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ・設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府健康医療部	任意	○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意	○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意	○	
	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・市民ニーズの高い講習メニューを作成し、ホームページにより募集	健康局	任意	○	
保健衛生の許可・指導等	生活衛生学習会〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣する。	健康局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担表	
					大都市特例等	特別区
狂犬病予防・動物愛護	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意	○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務 〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意	○	
公害健康被害補償等	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意	○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意	○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意	○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔動物管理センターで実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	任意	○	一組
被爆者援護法関係事務	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し(独)環境再生保全機構へ送付	健康局	任意	○	
	石綿健康被害の救済に関する事務 〔区役所で実施〕	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務(区) ・受付後、局(保健所管理課審査・給付グループ)へ送付	健康局	任意	○	
	石綿健康管理試行調査に関する事務	石綿健康相談の実施を見据えた調査・検討を行うとともに、健康被害の早期発見及び適切な受診を促すこと ・胸部CT検査や保健指導 ・要精密検査者に対する受診指導 ・大阪府への調査報告	健康局	任意	○	
	公害健康被害補償システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、公害健康被害の補償等に関する事務に活用している。住民基本台帳システムと連携を行っている。	健康局	任意	○	
	被爆者援護法関係事務	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。 ・大阪府から委託金(定額)を受領。	健康局	任意	○	
	被爆者援護法関係事務 〔区役所で実施〕	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大阪府	特別区 各 区
環境科学研究	特定保健用食品(承認)にかかる試験検査業務等推進事業	特定保健用食品の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、許可試験の実施をはじめ一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できるようにするためのもの ・申請予定事業者からの相談受付 ・予備試験の実施 ・標準作業書の作成 ・試験の実施 ・試験結果通知書作成 ・試験品の廃棄	健康局	任意		○
	研究・検査業務、管理業務	市民の健康と安全を守る保健部門(微生物保健、食品保健)と市民環境を保全・再生・創造する部門(都市環境)が本市他部局から依頼を受け、研究・検査事業を実施している。 公衆衛生の向上、環境問題の解明と防除技術の開発等を図り、大阪市他部局等(国・一般事業者含む)を通じて市民の健康増進と生活環境の向上に努める。			要綱等 指定都市	○
病院機構支援	地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	・地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	健康局	任意	○	○
内部事務	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、他に属しない業務	健康局	任意	○	○
	桃山跡地健康づくりゾーン用地等管理	桃山病院・桃山市民病院が、長年、公共の医療機関として市民の健康保持に貢献してきた経過を踏まえ、その跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備した。 現行の主な事務内容は、土地所有者としての土地管理事務であり、具体的には、賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整などである。	健康局	任意	○	○

《4. 教育》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					大阪府	特別区	大都市特例等
教育委員会の基本的な計画・施策等	教育振興基本計画にかかる事務	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定にかかる業務。	教育委員会事務局	任意	○		
	分権型教育行政の推進	<p>市長と教育委員の協議により基本的な方針や重要な施策の検討・調整を行うとともに、全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校園長の裁量拡大 ・区担当教育次長への分権 ・区担当教育次長の所掌事務等に係る連絡調整の仕組みとして、「区担当教育次長会」及び「区教育担当課長会」を開催 ・区が把握した課題に対する取組等の支援・連絡調整など 	教育委員会事務局	任意	○		
	分権型教育行政の推進(区教育政策課)	<p>全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月から24区内に兼務職員を配置。 ・保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みとして、区ごとに「保護者・地域住民等の参画のための会議」と「教育行政連絡会」を運営。 ・平成28年度からは、校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠)により、区が把握した課題に対する取組等を実施。 ・区内の校長の人事に係る意見書の作成に関する事務 	教育委員会事務局	任意	○		
小中学校の教職員の人事	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校の教職員にかかる人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員・事業担当主事)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。 (管理職)校長公募の実施に関する事務を行う。採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務並びに、公募校長をフォローするOB校長の勤怠管理等の業務を行う。	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会・計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に關すること	教育委員会事務局	任意	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						特別区	各区	連携
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教職員情報システム運用管理事務	<p>人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。</p> <p>システムの安定稼働を図るために、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。</p> <p>平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事・給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。(29年8月) ・教職員・人事給与システム ・校務支援システム ・校園ネットワークシステム ・教職員勤務情報システム ・教職員健康管理システム 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	<p>教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ①復職支援事業 産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②ニコラの健康相談 ③啓発・啓蒙(健康教育等) ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整(教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務) ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務(公務災害に関する学園との連絡調整、資料作成業務等) 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	<p>教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教職員の研修に関する事務	<p>学校現場において、スムーズに教員として力量を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。</p> <p>セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。</p>	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教職員の研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						特別区	大阪府	各区
	(小中)研修オンライン申込システム運用管理事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターを中心とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)研修オンライン申込システム運用管理事務(教育公務員特例法)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターを中心とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査、研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブリー)、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)教育センターのシンクタンク機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の詳細かつ多面的な分析によって得られた客観的な結果をもとに、本市及び各小中学校の取組の成果と課題を検証し、各校の学力向上アクションプラン等に役立てる。 ・研究協力校において大学・外部を活用した実践研究を進めるとともに、教育研究会、校長会、外部と連携し、「大阪市スタンダード授業モデル(仮称)」を取りまとめ、各校の校内研修や教育センターでの研修で活用できるよう、Web上に掲載する。 	教育委員会事務局	任意		○		
	(小中)学校教育ICT活用事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築 	教育委員会事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案			
						大阪府	特別区	各区	
	(小中)学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、21世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る 全市小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を3年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 インターネット回線の増強を図るために校内LANの再構築 	教育委員会事務局	任意		○			
	(小中)学校活性化推進事業(がんばる先生支援)	<p>教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。</p> <p>①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修</p>	教育委員会事務局	任意		○			
	(小中)大阪市情報教育ネットワーク(にぎわいねっと)に関するシステム運用管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターを中心とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。 	教育委員会事務局	任意		○			
	(小中)教育コンテンツ配信システム(学習探検ナビ)運用管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターを中心とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。 	教育委員会事務局	任意		○			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案	
					大・府	特別区 各・区
	(小中)教育情報システム運用管理事務	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。 	教育委員会事務局	任意	○	
小中学校の職員の研修・指導	(小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校(420校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意	○	
小中学校の施設整備	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベーター設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設設計画等 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事(平成27廃止) 学校の機械警備 小学校1~6年生、中学校1~3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検 電子教材活用環境整備事業 屋内運動場の吊天井等落下防止対策(平成27廃止) 城東区防災拠点整備事業(平成27廃止)	教育委員会事務局	任意	○	
	(小中)施設整備に関する事務(壁面緑化・芝生化)	全小・中学校の壁面緑化 学校運動場の芝生化の整備事業を行う者に対する補助金交付(平成27廃止)	教育委員会事務局	任意	○	
小中学校に関する事務(学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等)	(小中)学校協議会に関する事務(1)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 (上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務)	教育委員会事務局	任意	○	
	(小中)学校協議会に関する事務(2)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 (上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務)	教育委員会事務局	任意	○	
	(小中)学事に関する事務(府による統計調査等)	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会事務局	任意	○	
	(小中)学事に関する事務(無料乗車証の交付事務)	・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付。	教育委員会事務局	任意	○	
	就学事務システム運用管理事務	・就学事務システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	任意	○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	事務分担案		
					特別区	大都市特例等	
					大阪府	各区	連携
	学校調査統計システム運用管理事務	学校調査統計システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務(要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行う。 小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	○	一般市	
	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費の援助を行う。	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運用管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)を除く」	教育委員会事務局	任意	○		
	(小中)学校徴収金に関する事務	・小・中学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払い等のシステム処理等を行ふ。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)」を除く。	教育委員会事務局	任意	○		